

附 則(改正 一年一月一日規則第一号)

第6条第9号(新設)の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(令和 年 月 日 日本弁護士連合会承認)

(令和 年 月 日 公示)

---

## ○公益活動負担金に関する規則

(制定 平成15年3月26日規則第13号)

改正 平成16年12月9日規則第46号

改正 平成18年5月10日規則第20号

改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正

改正 平成24年4月10日規則第11号

第1条 会員の公益活動等に関する会規第6条に規定する公益活動負担金(以下「負担金」という。)に関する会計は、公益活動関連特別会計において処理する。

第2条 負担金に関する会計は、会長が管理する。

第3条 負担金は、納付する者において納付額を算出したうえ、毎年4月30日までに本会へ納付するものとする。

第4条 負担金は、公益活動等の増進に資する事項に支出することができる。

第5条 会長は、必要と認める場合は、公益活動等を所管する委員会があるときはその委員会の意見を聴いて、負担金に関する会計からその資金の一部を本会の一般会計又は他の特別会計へ繰り入れることができる。

附 則

この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成16年1月1日から施行する。

(平成15年4月18日 日本弁護士連合会承認)

(平成15年4月18日 公示)

附 則(改正 平成16年12月9日規則第46号)

第5条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成16年12月17日 日本弁護士連合会承認)

(平成16年12月17日 公示)

附 則(改正 平成18年5月10日規則第20号)

第3条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成18年6月15日 日本弁護士連合会承認)

(平成18年6月28日 公示)

附 則(改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正)

この改正規定は、公示の日から施行する。

(平成19年4月2日 公示)

附 則(改正 平成24年4月10日規則第11号)

第1条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(平成24年4月12日 日本弁護士連合会承認)

(平成24年5月24日 公示)